

鴨川市木造住宅耐震改修事業費等補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年5月8日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第75号

鴨川市木造住宅耐震改修事業費等補助金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市木造住宅耐震改修事業費等補助金交付要綱（平成28年鴨川市告示第53号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鴨川市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱

第1条中「耐震改修事業等」を「耐震改修事業」に、「鴨川市木造住宅耐震改修事業費等補助金」を「鴨川市木造住宅耐震改修事業補助金」に改める。

第2条第5号を削り、同条第6号中「市の区域内」を「その木造住宅と同一敷地内」に改め、同号を第5号とする。

第4条第1項中「及び当該耐震改修事業（第2条第1号アに掲げる工事等を行う事業に限る。）と同時に行う第6条に規定する要件を満たすリフォーム工事」を削る。

第5条第1項中「市の区域内に営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所をいう。）を有し、同項」を「建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項」に改め、「、市の区域内に営業所又は住所を有し」及び「又は第3条の木造住宅を建築した者（同法第3条第1項に規定する建設業の許可を受けている者（同項に規定する建設業の許可を受けていない者が同項ただし書に規定する軽微な建設工事に該当する耐震改修工事を行う場合にあっては、同法第7条第2号に掲げる者と同等の知識及び技術又は技能を有する者であって市長が認めるもの）に限る。）」を削る。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第8条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、前条第1号から第3号までに規定する補助対象経費の額に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、100万円を限度とする。

第9条を削る。

第10条第1項中「鴨川市木造住宅耐震改修事業費等補助金交付申請書」を「鴨川市木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書」に改め、第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を削り、同条を第9条とする。

第11条中「鴨川市木造住宅耐震改修事業費等補助金交付・不交付決定通知書」を「鴨川市木造住宅耐震改修事業補助金交付・不交付決定通知書」に改め、同条を第10条とする。

第12条第1項中「鴨川市木造住宅耐震改修事業等変更（中止・廃止）承認申請書」を「鴨川市木造住宅耐震改修事業変更（中止・廃止）承認申請書」に、「第10条第1項及び第3項」を「第9条第1項」に改め、同条第2項中「鴨川市木造住宅耐震改修事業等変更

（中止・廃止）承認・不承認通知書」を「鴨川市木造住宅耐震改修事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知書」に改め、同条を第 11 条とする。

第 13 条第 1 項中「鴨川市木造住宅耐震改修事業等実績報告書」を「鴨川市木造住宅耐震改修事業実績報告書」に改め、同条第 2 項を削り、同条を第 12 条とする。

第 14 条中「鴨川市木造住宅耐震改修事業費等補助金交付請求書」を「鴨川市木造住宅耐震改修事業補助金交付請求書」に改め、同条を第 13 条とし、第 15 条を第 14 条とする。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に、「第 14 条」を「第 13 条」に改める。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別 記

第 1 号様式（第 9 条関係）

鴨川市木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛て）
鴨川市長

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号 ()

年度鴨川市木造住宅耐震改修事業補助金の交付を受けたいので、鴨川市補助金等交付規則第 3 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 事業計画

（1）木造住宅に関する事項

所有者	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者以外の者 住所 氏名 申請者との関係
所在地	鴨川市
用途	☐ 一戸建ての専用住宅

	☐ 併用住宅 (☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ その他)			
構造	造		階数	地上 階/地下 階
延べ床面積	階	居住部分	居住部分以外の部分	合計
	2	m ²	m ²	m ²
	1	m ²	m ²	m ²
	合計	m ²	m ²	m ²
工事着手日	年 月 日 (木造住宅の新築工事に着手した日付)			
建築年月日	年 月 日			
建築確認	年 月 日第 号			

(2) 木造住宅耐震診断に関する事項

補助金確定通知書の番号	年 月 日付け鴨川市達第 号		
木造住宅耐震診断の結果	評価方法	☐ 一般診断法 ☐ 精密診断法	
	総合評点		

備考 鴨川市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱による補助を受けずに木造住宅耐震診断を実施した場合は、補助金確定通知書の番号欄については記載不要です。

(3) 耐震改修工事に関する事項 (別紙1)

(4) 建替工事に関する事項 (別紙2)

(5) 交付申請額の算定

ア 耐震改修工事並びに耐震改修工事の設計及び工事監理

区分	金額 (円)	内容
補助対象経費の額 A		工事費 円
		設計費 円
		工事監理費 円
補助所要額 B		$A \times 4 / 5$
補助限度額 C	1,000,000 円	
交付申請額 ①		B又はCのいずれか低い額

備考 補助所要額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を記載してください。

イ 建替工事

区分	金額 (円)	内容
補助対象経費の額 A		工事費 円
補助所要額 B		$A \times 4 / 5$
補助限度額 C	1,000,000 円	
交付申請額 ②		B又はCのいずれか低い額

備考 補助所要額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を記載してください。

ウ 交付申請額 (合計) (①又は②の額)

円

5 添付書類

- (1) 木造住宅の登記事項証明書その他の木造住宅の所有者及び建築年月日を証する書類
 - (2) 耐震診断要綱第10条第1号に規定する木造住宅耐震診断結果報告書の写し
 - (3) 木造住宅の位置図及び現況の各階の平面図（木造住宅の面積を表示したもの）
 - (4) 補助事業の実施前の木造住宅の写真（木造住宅の外観が確認できるもの）
 - (5) 耐震改修工事の施工者が第5条第1項に規定する要件を満たすことを証する書類
 - (6) 工事費の内訳が記載された見積書の写し
 - (7) 設計者が第5条第2項又は第3項に規定する要件を満たすことを証する書類
 - (8) 設計の契約書類の写し
 - (9) 建築士法第2条第6項に規定する設計図書の写し
 - (10) 工事監理者が第5条第2項又は第3項に規定する要件を満たすことを証する書類
 - (11) 耐震改修工事に係る工事監理費の内訳が記載された見積書の写し
 - (12) 建替工事に係る建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の写し（同法の規定による確認が必要な場合）
 - (13) 木造住宅の所有者の2親等以内の親族であることが確認できる書類（当該所有者以外の者が申請する場合）
 - (14) 補助事業の実施について木造住宅の所有者の同意があることを証する書類（当該所有者以外の者が申請する場合又は当該所有者が2人以上ある場合）
 - (15) 市税等の納付状況等調査同意書（別記第2号様式）
 - (16) その他市長が必要と認める書類
- ※ 耐震診断要綱による補助金を受けた年度と同一年度に補助金の交付を申請する場合は、当該書類の内容に変更があるときを除き、(1)から(4)までの書類の添付を省略することができます。

別紙 1

耐震改修工事に関する事項

1 施工者に関する事項

(1) 建設業の許可を有する者

商号又は名称	
代表者の氏名	
建設業の許可番号	() 許可第 号
営業所の所在地	
電話番号	()

備考 耐震改修工事の施工者が建設業の許可を有する場合に記載してください。

(2) 建設業法第7条第2号に掲げる者と同等の知識及び技術又は技能を有する者

名称又は氏名			
所在地又は住所			
電話番号	()		
知識及び技術又は技能の内容	☐ 建設業法第7条第2号イに該当 ☐ 建設業法第7条第2号ロに該当 ☐ 建設業法第7条第2号ハに該当		
	(内容)		
	(建築士に関する事項)		
資格	() 建築士 () 登録第 号		
事務所	名称		
	() 建築士事務所 () 知事登録第 号		

備考

- 耐震改修工事の施工者が建設業の許可を有しない場合であって当該耐震改修工事が軽微な建設工事に該当するときに記載してください。
- 知識及び技術又は技能の内容欄は、該当する条項の□にレ点を記載してください。
(内容) 欄は、その内容を具体的に記載してください。また、建築士の免許を受けている者は、(建築士に関する事項) 欄に必要事項を記載してください。

2 設計者等に関する事項

氏名			
資格	() 建築士 () 登録第 号		
所属	☐ 千葉県建築士会安房支部 ☐ 千葉県建築士事務所協会安房支部 ☐ その他 ()		
事務所	名称		
	() 建築士事務所 () 知事登録第 号		

	所在地	
	電話番号	()
講習会	() 年度千葉県既存建築物耐震診断・改修講習会	
	講習修了番号 ()	
	その他の講習会 ()	
耐震改修事業の実施後の総合評点		

3 工事監理者に関する事項 (□2の設計者と同じ)

氏名		
資格	() 建築士 () 登録第 号	
所属	☐ 千葉県建築士会安房支部 ☐ 千葉県建築士事務所協会安房支部 ☐ その他 ()	
事務所	名称	
	() 建築士事務所 () 知事登録第 号	
	所在地	
	電話番号	()
講習会	() 年度千葉県既存建築物耐震診断・改修講習会	
	講習修了番号 ()	
	その他の講習会 ()	

備考 工事監理者が2の設計者と同じ場合は、「□2の設計者と同じ」にレ点を記載してください。この場合、囲みの記載事項については記載不要です。

別紙2

建替工事に関する事項

1 設計者等に関する事項

氏名		
資格	() 建築士 () 登録第 号	
事務所	名称	
	() 建築士事務所 () 知事登録第 号	
	所在地	
	電話番号	()

2 工事監理者に関する事項 (□1の設計者と同じ)

氏名		
資格	() 建築士 () 登録第 号	
事務所	名称	
	() 建築士事務所 () 知事登録第 号	
	所在地	
	電話番号	()

備考 工事監理者が1の設計者と同じ場合は、「□1の設計者と同じ」にレ点を記載してください。この場合、囲みの記載事項については記載不要です。

3 施工者に関する事項

(1) 建設業の許可を有する者

商号又は名称	
代表者の氏名	
建設業の許可番号	() 許可第 号
営業所の所在地	
電話番号	()

備考

1 建替工事の施工者が建設業の許可を有する場合に記載してください。

2 営業所の所在地欄は、本店又は主たる事業所の所在地を記載してください。

(2) 建設業法第7条第2号に掲げる者と同等の知識及び技術又は技能を有する者

名称又は氏名	
所在地又は住所	
電話番号	()
知識及び技術又は技能の内容	☐ 建設業法第7条第2号イに該当 ☐ 建設業法第7条第2号ロに該当 ☐ 建設業法第7条第2号ハに該当
	(内容)

(建築士に関する事項)		
資格	() 建築士 () 登録第 号	
事務所	名称	
	() 建築士事務所 () 知事登録第 号	

備考

- 1 建替工事の施工者が建設業の許可を有しない場合であって当該建替工事が軽微な建設工事に該当するときに記載してください。
- 2 所在地又は住所欄は、本店又は主たる事業所の所在地を記載してください。
- 3 知識及び技術又は技能の内容欄は、該当する条項の□にレ点を記載してください。
(内容) 欄は、その内容を具体的に記載してください。また、建築士の免許を受けている者は、(建築士に関する事項) 欄に必要事項を記載してください。

別記第2号様式中「第10条関係」を「第9条関係」に、「鴨川市木造住宅耐震改修事業費等補助金」を「鴨川市木造住宅耐震改修事業補助金」に改める。

別記第3号様式中「第11条関係」を「第10条関係」に、「鴨川市木造住宅耐震改修事業費等補助金交付・不交付決定通知書」を「鴨川市木造住宅耐震改修事業補助金交付・不交付決定通知書」に、「鴨川市木造住宅耐震改修事業費等補助金に」を「鴨川市木造住宅耐震改修事業補助金に」に改める。

別記第4号様式中「第12条関係」を「第11条関係」に、「鴨川市木造住宅耐震改修事業等変更(中止・廃止)承認申請書」を「鴨川市木造住宅耐震改修事業変更(中止・廃止)承認申請書」に改める。

別記第5号様式中「第12条関係」を「第11条関係」に、「鴨川市木造住宅耐震改修事業等変更(中止・廃止)承認・不承認通知書」を「鴨川市木造住宅耐震改修事業変更(中止・廃止)承認・不承認通知書」に、「鴨川市木造住宅耐震改修事業費等補助金交付要綱第12条第2項」を「鴨川市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第11条第2項」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式(第12条関係)

鴨川市木造住宅耐震改修事業実績報告書

年 月 日

(宛て)

鴨川市長

報告者 住所

氏名

印

電話番号 ()

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定のあった補助事業が完了したので、鴨川市補助金等交付規則第 12 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 補助事業の実績

(1) 耐震改修工事並びに耐震改修工事の設計及び工事監理

区分	金額 (円)	内容
補助対象経費の額 A		工事費 円 設計費 円 工事監理費 円
補助所要額 B		$A \times 4 / 5$
補助限度額 C	1, 000, 000 円	
実績額 ①		B 又は C のいずれか低い額

備考 補助所要額に 1, 000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を記載してください。

(2) 建替工事

区分	金額 (円)	内容
補助対象経費の額 A		工事費 円
補助所要額 B		$A \times 4 / 5$
補助限度額 C	1, 000, 000 円	
実績額 ②		B 又は C のいずれか低い額

備考 補助所要額に 1, 000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を記載してください。

(3) 実績額 (合計) (①又は②の額)

円

5 添付書類

- (1) 耐震改修工事又は建替工事の契約書類の写し
- (2) 耐震改修工事又は建替工事に要した経費の内訳が確認できる領収書の写し
- (3) 耐震改修工事に係る設計に要した経費の内訳が確認できる領収書の写し
- (4) 耐震改修工事又は建替工事に係る工事監理の契約書類の写し
- (5) 耐震改修工事に係る工事監理に要した経費の内訳が確認できる領収書の写し
- (6) 耐震改修工事又は建替工事に係る建築士法第 20 条第 3 項の規定による工事監理報告書の写し

- (7) 耐震改修工事の箇所別の施工前、施工中及び施工後の写真
- (8) 建替工事の施工前（木造住宅の除却後）及び施工後の写真
- (9) 建替工事に係る建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（同法の規定による確認が必要な場合）
- (10) その他市長が必要と認める書類

別記第7号様式中「第14条関係」を「第13条関係」に、「鴨川市木造住宅耐震改修事業費等補助金交付請求書」を「鴨川市木造住宅耐震改修事業補助金交付請求書」に、「鴨川市木造住宅耐震改修事業費等補助金に」を「鴨川市木造住宅耐震改修事業補助金に」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用する。